

## 「自己推薦書」

私は、ロースクール、特に一橋大学法科大学院で学ぶにあたり

- ① 法知識のみならず国家資格(資料1～3)を根拠とする専門知識、豊富な実務経験を有する点
- ② 今後も日本の課題となる中小企業問題・事業承継につき第一線で実務処理をした点

上記の点に秀でており、法科大学院制度ないし貴院の発展に貢献する最適な人材と考えます。

### **社会活動および実務経験、魅力的な法曹であると考えられる根拠について**

日弁連広報誌『自由と正義』(資料4)によると、法曹人口増加により弁護士が身近な存在となった反面、弁護士への苦情申立件数が激増していることがわかります。

この問題は勿論、弁護士の対応の悪さが原因の一つであることに異論はありません。

しかし、私はこの背景には法曹人口増大による競争激化があり、顧客が法律業に対してもサービス価値を追求するようになったために発生した現象だと考えます。こうした状況において、真に顧客が満足し得るには、法のみならず幅広い知識や教養に基づく提案が求められると考えます。

経験則上、中小企業が事業再生ADRを行う場合、すでに資金繰りや財務体質が悪化し、自身の力では回復困難な状況に陥って初めて法律事務所に相談しに行くのが殆どです。その際、ADRも解決策の一つですが、お客さまが相談に来たからといって無闇に案内し実施すると、その弊害で取引先や取引銀行への信用力が低下し、後々の取引や資金調達に影響が生じます。

それでは事案を適切に評価し的確に処理したとは言い難く、よって法知識のみで事案に対処するのは限界があると考えます。つまり、法適用は勿論のこと、法知識以外の教養を有することは抜本的な解決をするにあたって不可欠であり、例えば、この事案ではコストや収支ギャップの改善、新たな資金調達や再生計画作成等を検証し提案する余地があり、顧客の意思決定の際、いわゆる顧問税理士以外からのインフォームド・コンセントとして重要な役割を担うべきと考えます。

こうした能力を有する法曹こそ、企業や市民を支えるプロとして魅力ある法律家といえましょう。

どの事案についても解決には「社会経験・他の教養や専門知識に則して最適な対処法を講じ、それを顧客に提示した上での対策・提案」を要します。これについて、私は特に中小企業や事業承継問題につき、実践で諸問題を解決した経験を有しており、また具体例で挙げたように提案の礎たる専門知識や教養を有しております。国家資格や経歴はその疎明資料といえます。

私の抜本的な解決力、他者と差別化できる点は、魅力的な法曹たる資質であると考えます。

そして、これらの点は法科大学院の多様性に貢献するという点で入学にふさわしく、また建学以来実践を意識する貴学の講義を活性化させる点で、貴学にとって私は不可欠な人材と考えます。

コメントの追加 [1]: これは、次項ですべきもの、ここで展開する必要はない(∴論題)。

また、次頁7段落目最終行にて同趣旨のことが記載されており、そこ重複になる。

ただし、ここまで論理的に展開されており、これだけで減点となるほど致命的なミスではない。

## 法科大学院入学にふさわしい理由について

時に民事法の講義では実務視点も必要となるケースがあると考えます。例えば商法の特別法である金融商品取引法の証券仲介における判例事案研究において、適合性判断における銀行の対応を知ることは、事案を正確に理解し、議論を活発化させる材料ではないでしょうか。

専門知識を有する人材の存在は、講義や議論を活性化するのに必須であると考えます。

法科大学院開校当初と比較し、今の学生は協調性に秀でる反面で、講義における積極性が低下していると聞きます。勿論、これは法科大学院全体で社会人経験を有する志願者が減少し、結果的に実務経験を有さない学生の割合が増加したためと考えます。こうした状況こそ、私のような専門知識や新卒採用の経験を有する者は必要であり、特に既習コースでは希有ゆえに入学後も刺激となることから、多様性ないし講義の活性化を担えるという点で入学相応と考えます。

## なぜ、一橋大学法科大学院でなければならないのか

①司法試験合格を目指すのならば受験指導に長けた大学院、②大学の地位を欲するならば、国家の法典制定に貢献した帝国大学を源とする大学院に入学するという選択肢もあるでしょう。

しかし、①司法試験合格は必須ですが、それは通過点に過ぎません。そもそも、私は法科大学院を志したのは司法試験対策を受講するためではありません。入学することでしか学べない法曹としての素養や教養を学び、かつ卒業後も繋がる人的関係を構築すべく進学を希望しています。

②既述のとおり、私は中小企業や市民の諸問題を抜本的に解決する、先人法曹や同業他社と差別化された魅力を有する法曹を将来像としています。その像を体現する前提として必要な法的思考力を養うには、教育課程の中で実践を意識した法科大学院で学ぶことが必須と考えます。

法科大学院制度理念である「理論と実務の架橋」の解釈は多岐多様ですが、私は理念実現には理論のみではなく、常に実生活・実践を意識した教育、そして何よりも実社会で学ぶ機会を要すると考えています。そのように考えた際、大学院にて実践経験を積むには理論の習得が必須であり、その習得の過程ではきめ細かいフォロー体制は不可欠です。貴院は(1)開学以来少数定員で教育のノウハウを重ねており、(2)建学の精神を根本に、(3)インターンシップの必修化、ビジネスローコースの設置など、実務を教育課程において常に意識しています。私は貴校教育課程こそが制度理念を具現化したと考えており、それは実務家としての基礎習得を欲する私にとって最適ゆえに、他院への進学を考える余地はありません。他方で、ビジネスにおける実務経験を共有できる点で私は貴院に貢献する魅力的な存在であり、特に、入学に相応と考えます。

以上より、(1)社会経験・知識を有し、(2)講義を活性化し、(3)抜本的解決を可能とする“社会的公共性を有する法律家”としての潜在性を有する点で、貴院入学に欠かせない人材と考えます。

コメントの追加 [i2]: 本項または次項で「ビジネス法務に精通する法曹」としての資質を有する→一橋大学もそれを掲げる→貢献できる(自己PR)という論理展開をしたかった。もっとも、以下で「なぜ~ならないのか」という項目を作成したため、文字数が足りなくなった可能性も十分高いが・・・

コメントの追加 [i3]: たしかに、本気の程度を伝えたかったことが読み取れることに一定の譲歩ができる。しかし、これでは課題文と異なることへの回答となっており、自ら課題を作成してしまっている(ただし、黄色部で一応一橋大学の分析とそれに対して貢献できることを記載しており、かつ結論部分で自己PRもしていることから、大きな減点にはならないが、点数は入っていないと思われる)もっとも、それまでの過程や論理展開は素晴らしく、ステートメントでも上位であることは否めない(藤澤含む採点者3名)

コメントの追加 [i4]: 参考: 講義では触れていないが、一般抽象的な表現として一橋はこれを掲げている。